

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る 意見募集結果について

令和4年6月1日
危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、「鳥取県地域防災計画」を策定しています。

このたび、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更等のほか、本県にも影響のあった令和3年12月からの大雪など、近年の災害に係る教訓や課題等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を作成し、4月26日から5月9日にかけてパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで寄せられた意見の内容及び県の考え方は次のとおりです。

- 1 意見募集の期間 4月26日（火）から5月9日（月）まで
- 2 意見総数（応募者数） 4件（2名）
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>（津波監視） 津波の監視について、沿岸地域各市町村において「安全を確保した上で」海面の状態を監視するとなっており、人の目で監視することを前提にされていると考える。 人命尊重の観点から、人間による監視ではなく、モニターカメラを使用した監視を行うべき。市町村、総合事務所、県の間で相互に監視でき、停電でも耐えられるシステム設計をお願いする。</p>	<p>【計画に盛り込み済】 （災害予防編 第3部情報通信広報計画） （災害応急対策編 第3部情報通信広報計画） 津波の監視については、必ずしも人の眼により行うことを意図しているものではなく、モニターカメラの使用等も含め、監視者の安全確保に万全を期して行うこととしており、引き続き津波の早期発見に資する安全な監視体制の整備に努めます。</p>
2	<p>（震災対策） 被害想定対象地震に「山崎断層帯北西部」、「那岐山断層帯」を加えてほしい。 また、「想定地震の震源断層位置」の図に那岐山断層帯を加えてほしい。</p>	<p>【意見に対する考え方】 （震災対策編 第1部災害予防計画） 被害想定対象地震や震源断層の位置については、「鳥取県地震・津波被害想定検討調査」の結果に基づき、本県への影響度合いや想定被害の程度を勘案して記載しています。 今後、新たな知見が示される等により当該調査の見直しを行う際に、必要に応じてご指摘の断層についても専門家のご意見をお聴きしながら検討します。</p>
3	<p>（地区防災計画） 地区防災計画の作成推進を働きかけてほしい。 また、消防団からも地区防災計画の作成推進や、地域防災の強化をお願いする。</p>	<p>【計画に盛り込み済】 （災害予防編 第1部総則） 県地域防災計画では、住民等からの地区防災計画の計画提案の процедуру市町村地域防災計画に記載するよう定めており、住民等による主体的な取組が進むよう、引き続き市町村と連携して啓発等に努めていきます。 また、消防団については、初期消火や残火処理、住民の避難誘導など、地域防災力の中核として、これらの役割を十分に果たしていただくことが地域防災力の充実強化につながるものと考えています。</p>

4	<p>(消防団)</p> <p>現在の消防団の操法大会は、消火訓練ではなく、大会のための訓練になっており、若手団員の負担になっている。</p> <p>鳥取県でも操法大会への出場を取りやめ、総合避難訓練など、地域の防災力の充実強化に繋がる活動にシフトしていくべき。</p>	<p>【意見に対する考え方】</p> <p>県消防操法大会及びその訓練は、火災現場の最前線で迅速、的確かつ安全に活動するため必要なものと考えます。</p> <p>一方、大会を過度に意識した訓練は団員の負担にもなることから、本来の主旨を見失わないよう、大会・訓練の在り方検討も含め、消防団の活動がより良いものとなるよう、市町村と一緒に適切な大会運営に努めていきます。</p>
---	--	---

4 今後の予定

地域防災計画の修正案については、6月下旬に開催予定の県防災会議において審議される予定です。